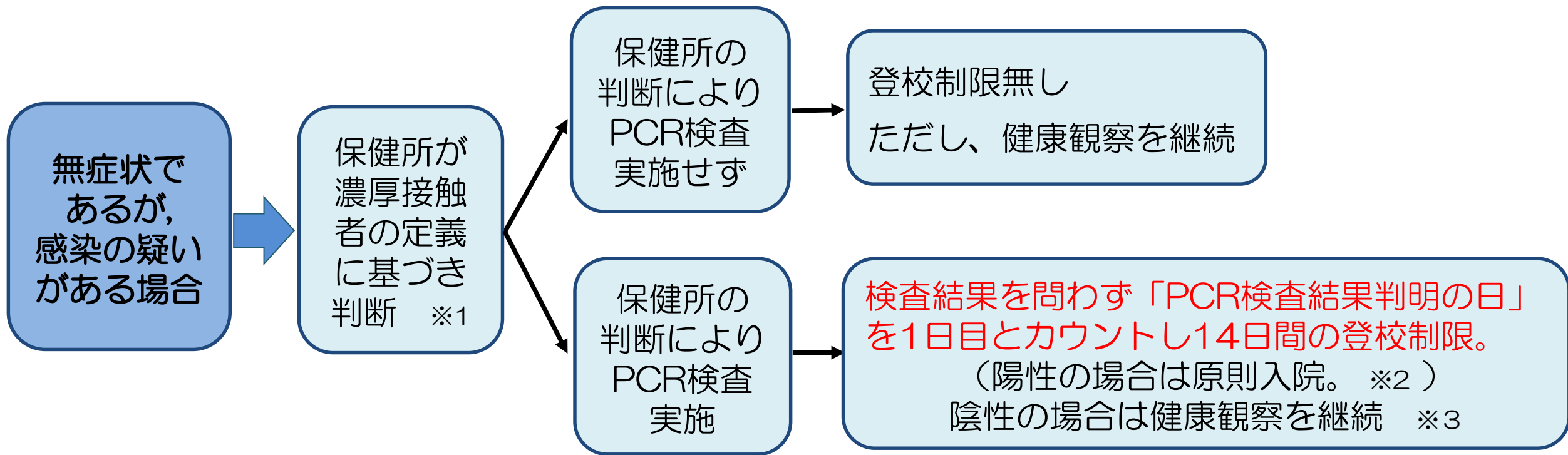


生徒は無症状であるが、COVID-19患者あるいは
COVID-19疑い者と「接触」があった場合



※1 行政検査における判断は、「双方マスクなし、半径1m以内、15分以上」の場合等、接触状況を総合的に判断し「濃厚接触者」と定義し、PCR検査対象者とする（検査費用は行政負担）。

※2 新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（健感発0612第一号令和2年6月12日発出）
「①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合」を基準とする。

※3 PCR検査を実施後、2週間の経過観察を終えて登校する際のPCR検査の必要性については、症状の有無やPCR検査の特性等を考慮して保健管理センターの判断で決定する。